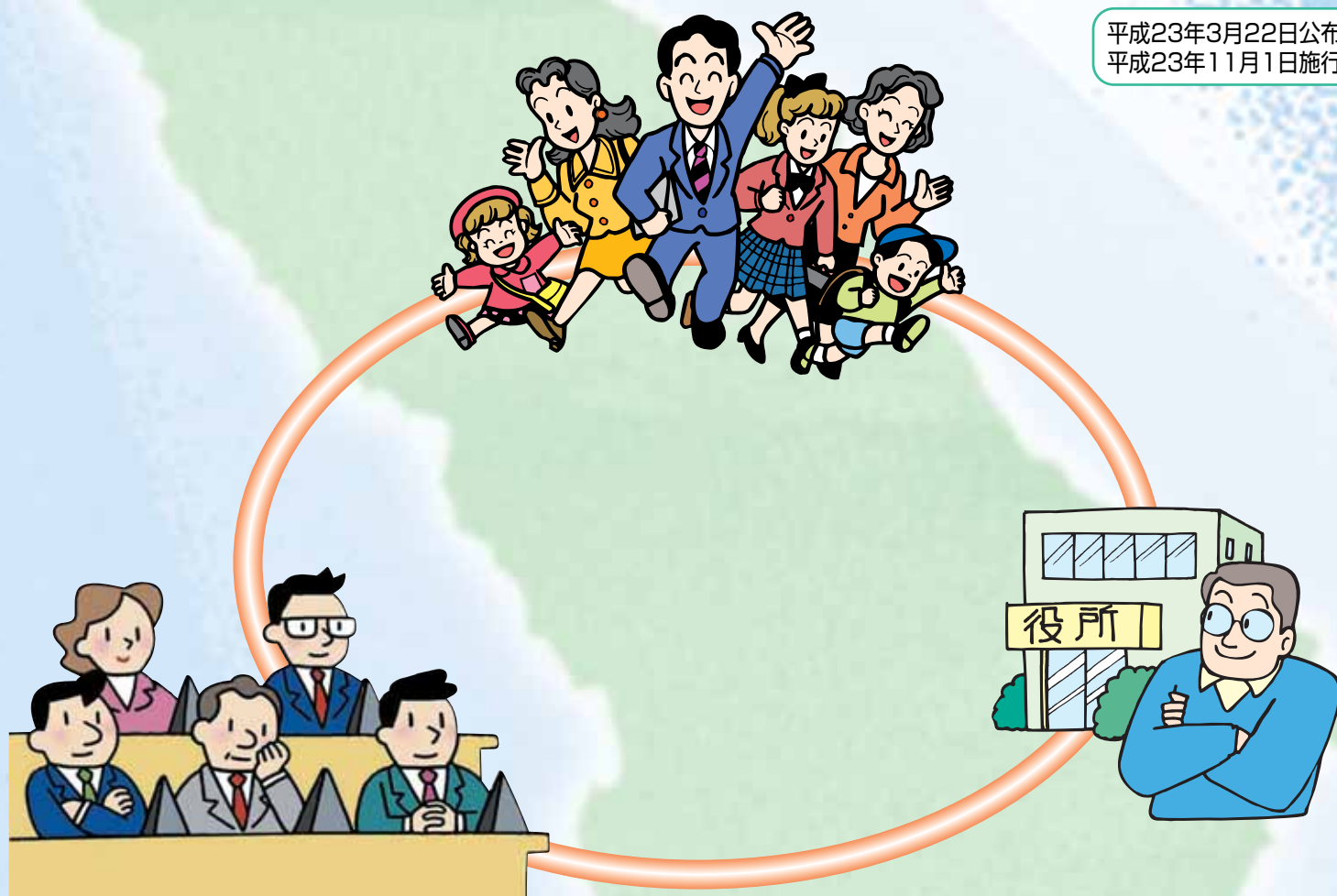


市民が将来に夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちをめざして

矢板市まちづくり基本条例

平成23年3月22日公布
平成23年11月1日施行



まちづくり基本条例ってなに？

矢板市の自治のあり方を定める条例です。まちづくりの基本的な考え方や進め方、市民の皆さんと市(行政)がお互いに協力していくためのルールなどを定めています。

この条例が、市政への市民参加のあり方や、協働のあり方など、今後のまちづくりの規範となります。

まちづくり基本条例は必要なの？

地方分権改革による自治体の役割の拡大、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化など、地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化し、これまでの行政のあり方ではさまざまな問題への対応が難しくなっています。

こうした中で、矢板市に住む全ての人が、将来に夢と希望を持ち、幸せに暮らせることを目指し、市民の皆さんと行政が共に主体となって進めていく、「まちづくり」のためルールが必要となっています。

この条例で何が変わるの？

まちづくりの主体である「市民」、「議会」、「市」それぞれの役割を明確にし、市政に関する情報の共有や参画と協働のルールについて定めることにより、市民の皆さんの声をより一層、市政に反映させることができるようになります。

この条例は市民生活に急激な変化をもたらすことはないと言われていますが、市民の皆さんと市が互いに協力することで、矢板市の「めざすまちの姿」の実現に一步一步向かっていきます。

1 この条例の特徴

市民参加による条例の作成

条例をつくる段階から、市民の皆さん（代表の方）が「矢板市まちづくり基本条例策定委員会」に参加し、平成21年10月より1年半をかけて素案を作りあげました。

分かりやすい記述と構成を心がけ、これまでの条例にはない「です・ます」体を使用しています。

また、条例は全33条から成り、基本的な考え方（1～3章）、仕組み・手続き（4章～7章）、条例の見直し（8章）の3つのパートから構成しています。



協働のまちづくり

情報を共有し、誰もが市政に参画し、みんなで力を合わせまちづくりに取り組むことをめざします。
今後協働のルールを整備していくことにより、誰もがまちづくりに参加しやすくなります。

協働とは…

市民、市議会及び市が、共通の目的実現のため、それぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重し、まちづくりに協力することをいいます。

めざすまちの姿

今後、矢板市がめざすまちづくりを「①ひとをつくる ②環境を創る ③暮らしを造る」の3つに分類し、市民、市議会及び市が、互いに力を合わせ、その姿の実現に努めます。

2 条例の目的と性格

第1章 （第1条・第3条）

この条例の目的は「市民自治の実現」を図ることです。

また、この条例を「最高規範」として位置付けることで、今後の矢板市の条例、規則、計画などの施策の基本となる性格を持っています。

3 条例の基本理念

第2章 （第4条）

市民が主体

「市民」がまちづくりの主体であるという考え方です。

市民自治の確立

市民、市議会及び市は、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、相互に協力して市民自治を確立していくというものです。

市民自治とは…

市民と行政が力を合わせ、お互いの信頼関係を築いていくとともに、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して、協力し合いながら地域課題を解決して行こうということです。

4 条例の基本原則

第3章

(第5条)

- 人権の尊重** ・一人ひとりの人権を尊重します。
- 情報の共有** ・市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有します。
- 協働のまちづくり** ・市民、市議会及び市は、協働のまちづくりを行います。
- 参画の保障** ・市民の市政への参画を保障します。
- 公益的活動の自主性** ・市民の公益的活動の自主性及び自立性を尊重します。



参画とは…

市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。

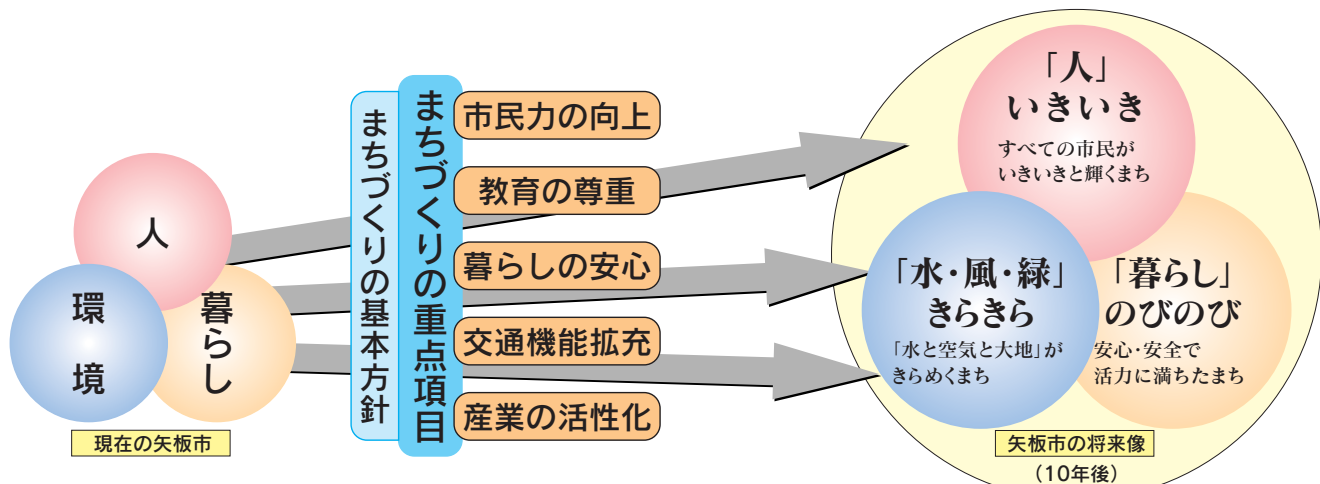
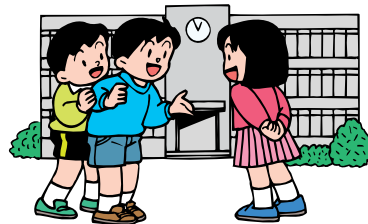
5 めざすまちの姿

第3章

(第6条)

市民、市議会及び市は、矢板市民憲章の精神を尊重し、協働して、次に掲げるまちづくりを行います。

- 人をつくる**
 - ・安心して健やかに暮らせるまち
 - ・未来を担う子どもを安心して生み、育て、教育を受けられるまち
 - ・郷土の歴史や伝統を継承し、新しい文化を創造するまち
- 環境を創る**
 - ・豊かな自然を守り、育て、人と自然が共生するまち
 - ・安全で快適な暮らしを守るまち
- 暮らしを造る**
 - ・地域資源を生かした活力に満ちたまち
 - ・互いを尊重し、助け合い、生き生きと暮らせるまち



(第2次21世紀矢板市総合計画より)

矢板市民憲章

わたくしたちは、美しい高原の山ふところに抱かれた緑と太陽のまち矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもって、よりよい郷土を築くため、次のことを実践しよう。

- 1 きまりを守り、あたたかい心の輪を広げよう。
- 1 心身を鍛え、健康で明るい家庭をつくろう。
- 1 としよりを敬い、子どもを健やかに育てよう。
- 1 勤労に励み、産業の振興を図ろう。
- 1 歴史を重んじ、文化の向上に努めよう。

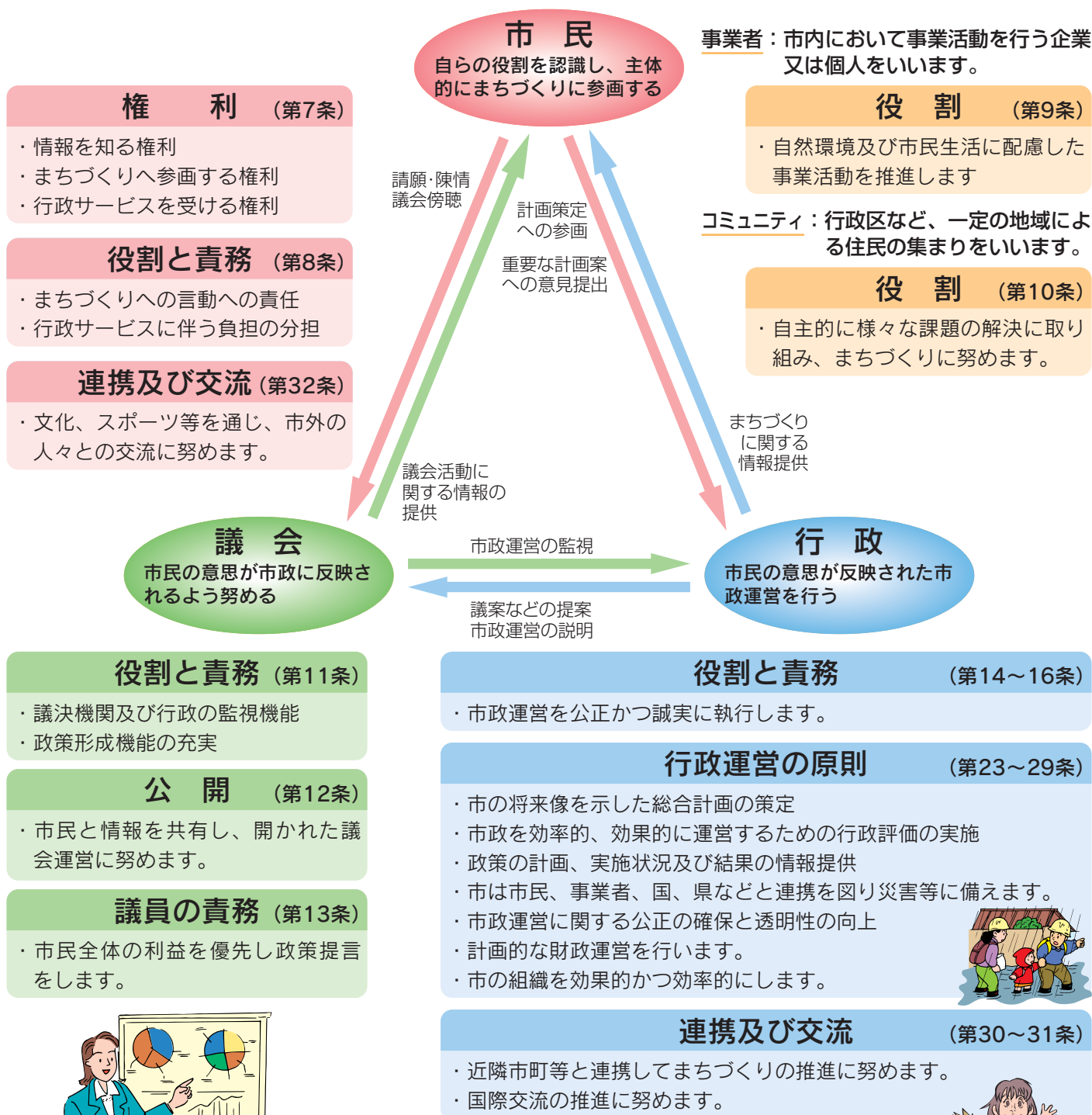
(昭和56年5月11日制定)

6 まちづくりの主体

第4章

第6章

第7章



市民とは…

市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人をいいます。

具体的には

- ・ 市内に住所登録している人
- ・ 市内の事業所で就労している人
- ・ 市内の学校に通っている人
- ・ 市内で市民活動などを行っている人

7 参画と協働

第5章

(第17～22条)

情報公開と共有

- ・市民の知る権利を保障し、情報の公開を推進します。
- ・個人の権利及び利益が侵害されないよう、個人情報の保護に努めます。

市民参画

- ・「市民」の市政への参画機会を設けるよう努めます。
- ・市民が自立した活動をするための仕組みや、協働のルールを整備します。
- ・市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、広く市民の意見を求めます。(パブリックコメント)



協働のルールづくり

本市においては、現在協働の明確なルールというものがありません。

現在、市民の代表の方と市の職員による「市民協働推進指針策定委員会」を組織し、協働の指針となるルールづくりのため協議しています。

委員会では、今後素案を策定し、パブリックコメントなどを行い、広く市民の皆さんの意見を取り入れていく予定です。

住民投票

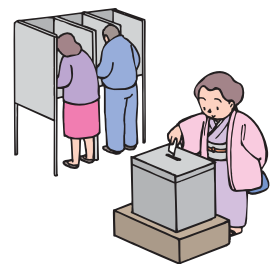
- ・市は、直接に市民の意見を確認する必要がある場合は、住民投票の制度を設けることができます。

住民投票とは…

住民投票は、間接民主制を基本とする地方自治を補完する制度です。

市政において個別的な特に重要な問題などが起こった際に、市民が直接意志を表明することとなります。

本市の住民投票制度は、非常設型と言われるもので、住民投票の必要がある場合に、具体的に投票資格や条件をその都度定めるものです。



8 条例の見直し

第8章

(第33条)

社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めたときは、市民の参画のもとで検討します。

市はその検討結果を考慮し、見直しなど必要な措置を講じます。



矢板市まちづくり基本条例

前文

矢板市は、美しい高原山に抱かれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることができます。

災害が少なく、交通の便にも恵まれ、住みやすい住環境を有する、すばらしいふるさとです。

私たちは、いにしえより先人たちが、守り育んできた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を更に発展させ、「矢板市に住んでよかった」と思えるまちとして、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち自身が地域社会の抱える課題を解決し、私たちのまちを住み良くするという、市民力あふれる自治の精神が旺盛なまちにしていくことが必要です。

そこで、地方分権の時代における市民、市議会及び市のそれぞれの役割と責務を明らかにし、矢板市の新たな自治の理念や基本的な仕組みを定め、市民が将来に夢と希望を持って、更に幸せに暮らせるまちの実現を図るため、矢板市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、矢板市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会及び市の役割と責務を明らかにし、市民自治の実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例で使われている用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人達をいいます。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいいます。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う企業をいいます。
- (4) 協働 市民、市議会及び市が、共通の目的実現のために、それぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重し、まちづくりに協力することをいいます。
- (5) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (6) まちづくり 市民、市議会及び市が、それぞれの役割と責務を分担し、よりよい地域の実現を目的として活動することをいいます。
- (7) コミュニティ 一定の地域を単位として構成された住民の集まりをいいます。

(最高規範性)

第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、これを誠実に遵守し

ます。

- 2 市は、他の条例の制定、計画策定及び施策を決定する場合には、この条例の主旨を十分に尊重し、整合性を図ります。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、自らの意思と責任のもと市政に参画します。

- 2 市民、市議会及び市は、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、相互に協力し、市民自治の確立をめざします。

第3章 基本原則

(基本原則)

第5条 第1条の目的を達成するために、市民、市議会及び市は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民、市議会及び市は、一人ひとりの人権を尊重します。
- (2) 市民、市議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有します。
- (3) 市民、市議会及び市は、協働のまちづくりを行います。
- (4) 市は、市民の市政への参画を保障します。
- (5) 市は、市民の公益的活動の自主性及び自立性を尊重します。

(めざすまちの姿)

第6条 市民、市議会及び市は、矢板市民憲章の精神を尊重し、協働して、次の各号に掲げるまちの実現に努めます。

- (1) 安心して健やかに暮らせるまち
- (2) 未来を担う子どもを安心して生み、育て、教育を受けられるまち
- (3) 郷土の歴史や伝統を継承し、新しい文化を創造するまち
- (4) 豊かな自然を守り、育て、人と自然が共生するまち
- (5) 安全で快適な暮らしを守るまち
- (6) 地域資源を生かした活力に満ちたまち
- (7) 互いを尊重し、助け合い、生き生きと暮らせるまち

第4章 役割と責務

第1節 市民等の役割と責務

(市民の権利)

第7条 市民は、市政運営についての情報を知る権利を有し、市が保有する情報の公開を求めることがで

きます。

2 市民は、市政に関する計画や政策の立案から参画する権利を有し、意見を述べるすることができます。

3 市民は、市が提供するサービスを受ける権利を有します。

4 前3項に規定する権利は、公共の福祉に反しない範囲において、行使できるものとします。

(市民の役割と責務)

第8条 市民は、互いに尊重し合い、積極的にまちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たって、自らの言動に責任を持ちます。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担します。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加を行い、健全な地域社会づくりに寄与します。

(コミュニティの役割)

第10条 コミュニティは、市民相互の信頼に基づき、互いに協力し、自主的に様々な課題の解決に向けて取り組み、まちづくりに努めます。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を必要に応じて支援します。

第2節 市議会の役割と責務

(市議会の役割と責務)

第11条 市議会は、議決機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たします。

2 市議会は、議員相互の自由討論により討議を尽くし、市民の意思を的確に反映できるよう活動します。

3 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めます。

4 市議会は、議会の活性化を推進するため、議会改革に努めます。

(市議会の公開)

第12条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会を公開、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第13条 議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言をします。

2 議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託に応えます。

3 議員は、市議会の役割と責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研さんに努めます。

第3節 市の役割と責務

(市の役割と責務)

第14条 市長は、市政の代表者として、広く市民の意

見を聴くとともに、法令を遵守し、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営を公正かつ誠実に執行します。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告します。

3 市は、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たります。

(市長以外の執行機関の責務)

第15条 市長以外の執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。)は、広く市民の意見を聴くとともに、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行します。

(職員の責務)

第16条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ迅速に職務を遂行するとともに法令を遵守し、全力を挙げて、その職務に専念します。

2 職員は、職務の執行に必要な知識、技術の習得及び自己研さんに努めます。

第5章 参画と協働

第1節 情報公開と共有

(情報公開と共有)

第17条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため情報の公開を推進します。

2 前項の情報公開について、必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

3 市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を積極的に提供し、市民と情報を共有します。

(個人情報の保護)

第18条 市は、市民の基本的人権である個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報の保護に努めます。

2 前項の個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

第2節 市民参画

(市民参画の保障)

第19条 市は、市民の市政への参画の機会を設けるように努めます。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めます。

(市民との協働の推進)

第20条 市は、市民が自立した活動をするための仕組みや協働のルールを整備し、協働のまちづくりを推進します。

2 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要に応じて支援します。

(パブリックコメント)

第21条 市は、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、広く市民の意見を求めます。

2 市は、その意見を考慮して政策等を決定し、その意見に対する考え方を公表します。

第3節 住民投票

(住民投票)

第22条 市は、市政運営に係る特に重要な事項について、直接に市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票の制度を設けることができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

第6章 行政運営の原則

(行政運営の原則)

第23条 市は、その将来像を示した総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定し、部門別の基本計画と整合を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画を得て、その意思を適切に反映させます。

(行政評価)

第24条 市は、市民から負託された市政を効率的かつ効果的に運営し、政策の水準を向上させるため、行政評価を行い、その結果を市民に明らかにし、まちづくりに生かします。

(説明責任と応答責任)

第25条 市は、政策の計画、実施状況及び結果について、情報提供に努めるとともに、市民に分りやすく説明します。

2 市は、市民の市に対する意見・要望等に対し誠実かつ迅速に対応し、市民の権利・利益の保護に努めます。

3 市民は、常に公共性を意識し、意見・要望等を行います。

(危機管理)

第26条 市は、災害、緊急時等に際して市民の生命、財産を守るため、市民、事業者、国、県その他の関係機関との協力並びに連携を図り、災害等に備えます。

2 市民は、災害等に対する準備を行い、災害発生時には、自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処するよう努めます。

(行政手続)

第27条 市は、市民の権利、利益を侵害しないため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、その必要な事項を定め、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努めます。

2 前項の行政手続について必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(財政運営)

第28条 市は、中長期的な展望に立って、最少の経費で最大の効果が得られるよう計画的な財政運営を図り健全な財政運営に努めます。

2 市は、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

(組織)

第29条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、その組織を効果的かつ効率的にします。

第7章 連携及び交流

(他の自治体等との連携)

第30条 市は、近隣市町等との情報共有及び相互理解のもと、連携してまちづくりの推進に努めます。

(国際交流)

第31条 市は、国際化の進展の中で、まちづくりに寄与するため、国際交流の推進に努めます。

(市外の人々との交流)

第32条 市民は、まちづくりに寄与するため、社会、経済、文化、芸術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、市外の人々との交流に努めます。

第8章 雑則

(条例の見直し)

第33条 市は、社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めたときは、市民の参画のもと、検討します。

2 市は、前項に規定する検討の結果を考慮し、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行します。

矢板市まちづくり基本条例

発行 矢板市総合政策課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-1112

Eメール yaita@city.yaita.tochigi.jp

ホームページ <http://www.city.yaita.tochigi.jp>